

関税と国際貿易に 関する最新情報

2024年2月及び3月

本アップデートのハイライトは、以下のとおりです。

- ▶ ベトナム・ユーラシア経済連合自由貿易協定(VN-EAEU FTA)における原産地規則の改正
- ▶ アセアン・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易地域(AANZFTA)における原産地規則の改正
- ▶ 商品の原産地に関する規則を改正する通達
- ▶ 商工省(MoIT)が管理する輸出鉱物の種類と品質基準のリスト
- ▶ ハイドロフルオロカーボン(HFC)の輸出入に関するガイド
- ▶ 国内市場に流通する商品の品質に関する国家検査
- ▶ 付加価値税(VAT)に関する第3次法制案(改正)
- ▶ 各種オフィシャルレター(OL)
 - ▶ 外国貿易業者の指定に従い、引き渡される輸出貨物の現地引渡(OTS)書類
 - ▶ 輸出加工企業(EPE)の建設プロジェクトに商品を搬入するための税関手続き
 - ▶ 輸出製品を生産するための輸入資材に対する税制
 - ▶ 関税還付後の検査のスケジュールと手順
 - ▶ ベトナム国内に加工施設を持たず、輸出加工用に輸入された原材料
 - ▶ 輸入された商品がEPEに再輸出される場合の関税率
 - ▶ 国内企業がEPEにリースする商品に対する税関手続きと税制

その他の税務・税関・国際貿易に関する最新情報は[こちら](#)をご覧ください。

VN-EAEU FTAにおける原産地規則の改正

2024年1月15日、商工省は、VN-EAEU FTAの原産地規則に関する規則を規定する同省発行2016年9月20日付の通達No.21/2016/TT-BCT(通達No.21)の一部の条文を修正する通達No.01/2024/TT-BCT(通達No.01/BCT)を公布しました。

通達No.01/2024/TT-BCTでは、注目すべき点を以下のようにまとめています。

- ▶ 通達No.21の付録II-製品個別規則(PSR)を、通達No.01/BCTに付属する付録と差し替えます。
- ▶ 原産地証明書(C/O)の認証・検査は、商品の原産地等に関する貿易管理法のガイドラインを定めた通達No.21の付録I、2018年3月8日付政令No.31/2018/ND-CPのガイダンスに従うものとします。
- ▶ 2023年10月1日以降に納入される輸出貨物について:
 - ▶ C/O Form EAV発行当局:通達No.01/BCTの付属文書に記載されているPSRに従い、C/O Form EAVの発行を検討します。
 - ▶ 税関当局:HS2022版のPSRに従って、2023年10月1日以降に発行されたC/O Form EAVを受け入れます。FTAの法的枠組み及びその他の関連規則に従い、VN-EAEU FTAに基づく特別特恵関税を要求するためのC/O検査手続き

通達No.01/BCTは2024年3月1日より発効されました。詳細は通達をご参照ください。

AANZFTAにおける原産地規則の改正

2024年1月15日、商工省は、AANZFTAに基づく原産地規則の実施に関する2015年9月24日付の通達No.31/2015/TT-BCT(通達No.31)の一部の条文を修正する通達No.02/2024/TT-BCT(通達No.02)を公布しました。

通達No.02は、通達No.31に付属する付録II(PSR)を通達No.02に付属する付録と差し替えます。

通達No.02は2024年3月1日より発効されました。詳細は通達をご参照ください。

商品の原産地規則を改正する通達

2023年12月29日、商工省は、商品の原産地に関する規則を公布した2018年4月3日付の通達No.05/2018/TT-BCT(通達No.05)の一部の条文を修正する通達No.44/2023/TT-BCT(通達No.44)を公布しました。

通達No.44では、注目すべき点を以下のようにまとめています。

- ▶ 通達No.05に付属する付録I-PSRを通達No.44に付属する付録Iと差し替えます。
- ▶ 通達No.05に付属する付録II-VATインボイスを有しない国内で調達した原材料を使用した、「WO」基準合格輸出商品申告書を、通達No.44に付属する付録IIと差し替えます。
- ▶ 通達No.05第9条1項の修正-ベトナムにおけるC/OフォームBの申告を補足するガイダンスに関して、「本通達第7条1.g項から1.l項まで」を「本通達第8条1.g項から1.l項まで」と差し替えます。

通達No.44は2024年2月15日より発効されました。詳細は通達をご参照ください。

商工省が管理する輸出鉱物の種類と品質基準のリスト

2023年12月29日、商工省は、商工省が管理する輸出鉱物の種類と品質基準のリストを規定する2021年12月15日付の通達No.23/2021/TT-BCTを改正する通達No.45/2023/TT-BCT(通達No.45)を公布しました。

通達No.45では、注目すべき点を以下のようにまとめています。

- ▶ 輸出鉱物は、以下を含む、合法的で、加工活動を経て、鉱物種類リストに含まれ、品質基準を満たしたものとなります。
 - ▶ 通達No.45の付録1に記載されている国産鉱物
 - ▶ 通達No.45の付録2に記載されている輸入加工鉱物
 - ▶ 外国貿易業者のための加工における輸入された加工鉱物は、加工後の分類及び品質基準が2018年5月15日付の政令No.69/2018/ND-CP第39条に従う外国貿易業者との加工契約に基づくものとします。
- ▶ 輸入された輸出鉱物の場合:外国貿易業者との売買契約締結日から遅くとも30日以内に、また輸入前に、企業は、通達No.45の付録3のテンプレートに基づき、輸入・加工・輸出の計画に関する報告書を作成し、商工省及び輸出加工活動が行われる管轄商工局(DoIT)に提出しなければなりません。
- ▶ 鉱物輸出活動がある場合、企業は、四半期ごとに通達No.45の付録4に付属するForm 1に基づき、商工省(工業局)、税関総局、管轄商工局に報告書を提出しなければなりません。提出期限は、翌四半期の最初の月の15日となります。また、企業は所轄官庁からの要請がある場合、臨時に提出する必要があります。
- ▶ 報告書は、商工省及び商工局の事務局に直接提出するか、郵送、又は工業局の電子メール(CucCN@moit.gov.vn)、あるいは商工局の登録された電子メールで提出することができます。

通達No.45は、2024年2月15日より発効されました。詳細は通達をご参照ください。

HFCの輸出入に関するガイド

2023年12月27日、商工省は、HFC等の管理された温室効果ガスをもたらすものの輸出入管理に関するガイドを示すオフィシャルレターNo.1115/XNK-TLHを公布しました。

- ▶ 2020年3月16日付の通達No.05/2020/TT-BCTのガイドに従ったHFCの輸出入管理は、23年12月31日まで継続できます。24年1月1日以降は、22年1月7日付の政令No.06/2022/ND-CP(政令No.06)により規制されます。
- ▶ 政令No.06は、基礎消費量及び基礎生産量に対する国内総消費量の割合に基づく段階的なHFCの管理及び排除を規定しています。天然資源・環境大臣は、基礎消費量及び基礎生産量を通知し、定期的に国内総消費量を発表します。
- ▶ 割当は毎年に組織に割り当てられますが、HFCの国内総消費量を超えないものとします。組織に対するHFCの生産及び輸入の割当の年次割当は、割当管理の要件、使用需要、組織の直近3年の平均消費量によって決定されます。

詳細は政令No.06をご参照ください。

国内市場に流通する商品の品質に関する国家検査

2024年1月18日、科学技術省(MoST)は、商品の売買時に輸送、陳列、割引、プロモーション、保管される商品(電子商取引における商品を含む)を含む、ベトナム国内市場で流通する商品の品質に関する国家検査に関する通達No.01/2024/TT-BKHCN(通達No.01/BKHCN)を公布しました。

本規定は、国境ゲートから輸入者の保管倉庫に輸送されている商品、又は通関検査の待機中の商品、及び国防・安全保障分野に関わる商品には適用されません。

- ▶ 国家検査は、年次計画、又は臨時に従って実施されます。
- ▶ 検査内容:商品情報(ラベル、必須添付書類、適用開示基準、適合マーク、バーコード、原産地トレーサビリティ等)、商品の品質(技術仕様、適用開示基準、その他の関連内容の適合検査等)、電子商取引サイトで公表されている情報と現物との整合性(電子商取引を通じて経営する場合)
- ▶ 国内市場に流通する品質基準違反の商品を発見した場合、国内販売業者に行政処分や是正措置を科す他、検査機関は製造業者や輸入業者の生産施設で検査を実施したり、関連する他の主管機関に報告し、現行の規定に従って検査を実施させたりします。

通達No.01/BKHCNは2024年3月3日より発効されました。本通達の発効日前に検査を受けていた案件については、MoSTの2012年12月12日付の通達No.26/2012/TT-BKHCN及び17年9月18日付の通達No.12/2027/T-BKHCNの規定に引き続き従うものとします。

詳細は通達No.01/BKHCNをご参照ください。

第3次付加価値税法(改正)草案

2024年3月1日、付加価値税法(改正)プロジェクトに関して、各省庁、国家管理機関、企業から意見を受け、財務省(MoF)は、収集した説明、意見の要約及び付加価値税法草案を添付したオフィシャルレターNo.2239/BTC-CSTを公布しました。

付加価値税法草案では、注目すべき点を以下のようにまとめています。

- ▶ 個人及び事業世帯に関するVAT免除の所得基準額をVND1億からVND1億5,000万に引き上げます。
- ▶ 特定の商品及びサービスに適用されるVAT税率の調整
 - ▶ 肥料、漁船、農業生産に使用される特殊機械設備等:0%から5%に変更されます。
 - ▶ 未加工の林産物;砂糖及び糖蜜、バガス、圧搾泥を含む砂糖製造に使用される物質;教育、研究、科学実験等に使用される特殊な設備及び道具等:5%から10%に変更されます。
- ▶ VAT税率0%
 - ▶ 海外、又は非関税地域内で行われる建設・設置;出国手続きを済ませた個人(外国人、又はベトナム人)向けに検疫エリアで販売される商品;免税店で販売される商品を含め、「輸出品」のカテゴリーに追加されます。
 - ▶ 「輸出サービス」のカテゴリーを、ベトナム領土外で使用する車両のレンタルサービス;国際輸送サービス、国際輸送目的で直接、又は代理店を通じて提供される航空・海上サービスを含め、外国の組織や個人に提供されるサービスに縮小されます。
 - ▶ 「ベトナム国外、非関税地域内で消費されるサービス」のカテゴリーが廃止されます。従いまして、非関税地域でのサービスにはVAT10%が適用される可能性があります。

- ▶ インプットVATの控除条件に関する規定が追加され、以下の資料が含まれます。
 - ▶ 購入した商品・サービスのVATインボイス、又は輸入時でのVAT納付証明書、あるいは外国業者に代わってのVAT納付証明書
 - ▶ VND500万以上(現行規定ではVND2,000万とされている)の商品、サービスに対する現金以外の支払いを証明するエビデンス
 - ▶ 輸出される商品及びサービス:現行の規定による書類作成要件に加え、VAT法草案では、パッキングリスト、船荷証券、貨物保険書類が必須書類リストに追加されます。
- ▶ 過去にインプットVATの申告・控除漏れがあった場合、税務当局が税務調査や税務検査に関する決定を発表する前に、発生期間内に申告・控除することが認められる規定が追加されます。
- ▶ VAT還付に関する規定の追加
 - ▶ VATクレジット方式を適用する納税者は、以下のようにVAT還付の対象となるケースが拡大されます。
 - ▶ VAT5%が適用される商品の生産及びサービスの提供のみを行い、12ヶ月、又は4四半期後にVND3億を超える控除可能なインプットVATを有する事業所
 - ▶ 投資法令に準拠した投資プロジェクト(新規投資プロジェクト、又は拡張投資プロジェクト)を投資段階に有する事業所は、VND3億を超える控除可能なインプットVATを有する場合に限り、VAT還付を受けることができます。VAT還付の申請期限は、投資プロジェクト、又は投資段階／投資コンポーネントが完了した日から1年間となります。
 - ▶ 登録された資本金が全額出資されていない投資プロジェクトに対するVAT不還付の規定の廃止:所有者変更、企業変換、合併、統合、分割、分離、事業清算に伴うVAT還付の拒否
 - ▶ VAT還付目的での天然資源及び鉱物である輸出品の比率51%の評価要件を廃止します。その代わりに、政府は、VAT還付の対象／非対象を特定するために、他の製品に加工された天然資源・鉱物のリストを公布します。

詳細はVAT法草案をご参照ください。

各種オフィシャルレター

No.	テーマ	内容
10480/CTHN-TTHT 2024年3月4日	外国貿易業者の指定に従い、引き渡される輸出貨物の現地引渡(OTS)書類の作成	<p>商品がベトナムに拠点を持たない外国業者との契約に基づいて販売され、他のベトナム企業に引き渡されることが指定される場合、税関手続き;税関検査、監督;輸出入関税及び輸出入税管理に関する規則を公布した財務省の2015年4月25日付の通達No.38/2015/TT-BTC(通達No.38)の第86条1項に従うOTS輸出のケースに該当します。</p> <p>現物が国境ゲート、又は輸出手続きをを行う場所まで輸送される場合、以下の情報を提示する物品引渡書兼内部輸送書類を使用することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 買い手の名前が荷受人 ▶ 買い手の住所は荷受人の倉庫所在地 ▶ 販売者名が輸出者 ▶ 売り手の住所は出荷の倉庫と輸送手段の表示 ▶ 税額、税率、請求金額の合計が不要

No.	テーマ	内容
788/TCHQ-GSQL 2024年2月27日	輸出加工企業(EPE)の建設プロジェクトに商品を搬入するための税関手続き	<p>EPE企業の建設プロジェクトのために輸入された物資に適用される税関手続きに関して、GDCは次のようにガイダンスしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 現行法に従い、企業は税関手続きの実施の有無について、選択します。 ▶ 換気・空調システム、電気システム、給排水システム、防火・消火システムについては、消耗品として分類する具体的な規則がないため、適用される税関手続きを決定する十分な法的根拠がなく、財務省及び税関総局にはガイダンスを提供する権限はありません。 ▶ EPE企業のために建物を建設する活動は、現行のVAT規定に基づく条件を満たす場合、VAT0%が適用されます。輸出された商品・サービスのインプットVATの控除及び還付のための税関申告に関する要件は、財務省発行の2023年12月31日付の通達No.219/2013/TT-BTC第16条2項に規定されています。
706/TCHQ-TXNK 2024年2月22日	輸出製品を生産するための輸入資材に対する税制	<p>輸出製品の生産を目的として、原材料、物資、部品を輸入し、完成品が輸出されず、2016年9月1日以前に輸入関税が納付した場合:</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 2016年4月6日付の輸出入関税に関するNo.107/2016/QH13(輸出入関税法)第21条2項により、輸入免税の対象とはなりません。 ▶ 輸出入関税法第19条1.d項により、関税還付の対象とはなりません。
705/TCHQ-TXNK 2024年2月22日	関税還付後の検査のスケジュールと手順	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事前還付、事後検査とされた通関書類については、リスク管理の原則に基づいて検査が実施されます。検査スケジュールは、関税還付決定書の発行日の直後に決定されます。具体は以下になります。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 税務管理法No.78/2006/QH11(2007年7月1日～20年7月1日)に従い、公布された決定に対し、還付決定の発行日から10年以内 ▶ 税務管理法No.38/2019/QH14(2020年7月1日～現在に至る)に従い、公布された決定に対し、還付決定の発行日から5年以内 ▶ 毎月、関税還付を決定した税関支局は、事後検査を行うため、還付済リストを作成し、省市の税関局に報告します。 ▶ 税関当局は、財務省の2021年1月22日付の通達No.06/2021/TT-BTC(通達No.06)に付属されたフォームNo.07/TXNK-付録Iを用いて、納税者の所在地での検査に関する決定書を発行し、通関事後調査の手順・手続きに従い、実施します。

No.	テーマ	内容
527/TCHQ-TXNK 2024年2月2日	ベトナム国内に加工施設を持たず、輸出加工用に輸入された原材料	<p>加工契約に基づいて輸出加工用に輸入された原材料について、輸入税の免税条件の一つは、「納税者」又は「納税者のために再加工を行う組織、個人」がベトナム国内に加工工場の所有権、又は使用権を有することとなります(2021年3月11日付の政令No.18/2021/NĐ-CP第4条1項により改正された政令No.134第10条2.b項)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 現行の規則では、上記の両者が同時に加工施設の所有権や使用権を有することを求めていません。 ▶ 上記の両者のいずれも加工施設の所有権、又は使用権を有しない場合、輸入税の免税条件を満たさないとみられます。 ▶ 輸出加工用に輸入された原材料の一部、又は全部を、加工目的で加工施設に関する要件を満たす第三者に引き渡し、加工後の完成品を輸出する場合、当該原材料が輸入税の免税対象となります。
428/TCHQ-TXNK 2024年1月26日	輸入された商品がEPEに再輸出される場合の関税率	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 輸入関税の義務が果たされた輸入品が、海外に再輸出された場合、又は非関税地域内での使用を目的として、非関税地域に輸出された場合、輸出関税の納付が不要で、納付された輸入税が還付されます。 ▶ 輸出入関税の納付が不要な場合に対する税金不徴収の手続きは通達No.06第13条で規定されます。 ▶ 企業は、財務省の2018年4月20日付の通達No.39/2018/TT-BTCで改正された通達No.38に従い、税関申告書で免税、減税、非課税のコードを申告します。
335/TCHQ-TXNK 2024年1月14日	国内企業がEPEにリースする商品に対する税関手続きと税制	<p>税関総局は、国内企業がEPEに警報監視サービスを提供する場合に適用される税関手続きと税制に関する質問に回答しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 税関手続き:警報監視サービスが、国内企業が一定期間の作業を行うために、EPEにリースする機械設備の場合、国内企業は一時輸出・再輸入を、EPEが一時輸入・再輸出の手続きを行います。 ▶ 関税価値: <ul style="list-style-type: none"> ▶ 一時輸出／一時輸入の通関手続きの場合:通関価値は、リースされた時点における商品の価値に、国内企業がEPEに商品を輸送するために支払った関連費用(輸送費と保険料)を加えたものとなります。 ▶ 再輸入／再輸出の通関手続きの場合:税関価値は、EPEから国内企業に返却された時点での商品の残存価値であり、商品所有者の会計記録への記録と追跡に基づいて決定されます。 ▶ 税制:一定期間内における一時輸出・再輸入の商品は、輸出入関税法第16条9項により免税の対象となります。

Contacts

Hanoi office

Huong Vu | General Director
huong.vu@vn.ey.com

日系企業担当
Japanese Business Services (JBS)

西川 貴陽
日系企業担当インドシナ副統括 | ディレクター
公認会計士(日本・米国)
takaaki.nishikawa@vn.ey.com

守山 成寿 | シニアマネージャー
公認会計士(日本)
narihisa.moriyama1@vn.ey.com

錦城 和栄 | マネージャー
kazue.kinjo1@vn.ey.com

外山 隆太郎 | マネージャー
公認会計士(日本)
ryutaro.toyama1@vn.ey.com

下澤 大地 | マネージャー
公認会計士(日本)
daichi.shimozawa@vn.ey.com

小池 都司 | マネージャー
米国公認管理会計士(USCMA)
koike.satoshi@vn.ey.com

Linh Ngoc Nguyen - 日本語可
シニア
linh.ngoc.nguyen@vn.ey.com

Nguyen Thi Kieu Thoa - 日本語可
シニア
thoa.t.nguyen1@vn.ey.com

Ho Chi Minh City office

Robert King | Indochina Tax Leader
robert.m.king@vn.ey.com

日系企業担当
Japanese Business Services (JBS)

小野瀬 貴久
日系企業担当インドシナ統括 | パートナー
公認会計士(日本)
takahisa.onose@vn.ey.com

高野 宏太 | シニアマネージャー
公認会計士(日本)
kota.takano1@vn.ey.com

大富 友加 | マネージャー
yuka.otomi@vn.ey.com

渡邊 哲史 | マネージャー
公認会計士(日本)
satoshi.watanabe@vn.ey.com

Chung Duc Dao - 日本語可
マネージャー
chung.duc.dao@vn.ey.com

昆野 諒介 | シニア
ryosuke.konno@vn.ey.com

Phnom Penh office (Cambodia)

川原 亮 | マネージャー
公認会計士(日本)
ryo.kawahara2@kh.ey.com

EY | Building a better working world

EY exists to build a better working world, helping to create long-term value for clients, people and society and build trust in the capital markets.

Enabled by data and technology, diverse EY teams in over 150 countries provide trust through assurance and help clients grow, transform and operate.

Working across assurance, consulting, law, strategy, tax and transactions, EY teams ask better questions to find new answers for the complex issues facing our world today.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via ey.com/privacy. EY member firms do not practice law where prohibited by local laws. For more information about our organization, please visit ey.com.

©2024 EY Consulting Vietnam Joint Stock Company.
All Rights Reserved.

02552-226Jpn
ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, legal or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com/en_vn